

監督署長の解雇予告除外認定を受けたときは適用しない。

(解雇手続)

第86条 学長は、第83条の規定により教職員を解雇する場合は、あらかじめ書面により解雇事由の通知を行う。

- 2 学長は、前項の規定による通知をする場合において、当該通知を受けるべき者への手交ができないときは、配達証明付内容証明郵便等により郵送するものとし、当該通知を受けるべき者に配達された日付をもって通知が行われたものとみなす。
- 3 学長は、解雇された教職員が請求した場合は、解雇事由を記載した証明書を発行する。

第15章 福利厚生

(宿舍の利用)

第87条 教職員は、大学の宿舍を利用することができる。

- 2 宿舍の利用に関し必要な事項は、別に定める「国立大学法人茨城大学教職員宿舍貸与規程」による。

(国家公務員共済組合法の適用)

第88条 教職員は、国家公務員共済組合に加入することができる。

- 2 教職員の福利厚生に関し必要な事項は、国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)の定めるところによる。

(教職員のレクリエーション)

第89条 学長は、教職員の勤務能率の発揮及び増進のために、教職員のレクリエーションについて計画を立て、その実施に努める。

- 2 学長は、勤務時間内において前項の規定によりレクリエーション行事を実施する場合は、教職員が当該行事に参加するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

第16章 出張等

(出張)

第90条 学長は、業務上必要がある場合は、出張を命ずることができる。

- 2 教職員は、あらかじめ学長の許可を受けた場合は、出張することができる。ただし、あらかじめ許可を受けられない緊急の業務で出張する場合は、事前に電話等で連絡することにより、事後において許可を受けることができる。
- 3 教職員は、出張による業務が終了したときは、速やかに学長へ報告しなければならない。
- 4 出張に要する旅費に関し必要な事項は、別に定める「国立大学法人茨城大学旅費規程」による。

(私有車の業務上使用)

第90条の2 教職員は、私有車を業務に使用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務車の利用が困難である場合等で学長が必要と認めた者は、私有車を業務に使用することができる。
- 3 教職員の私有車の業務上使用に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人茨城大学教職員の私有車の業務上使用に係る取扱要項(平成29年要項第27号)による。

第17章 過半数代表者の選出

(過半数代表者の選出)

第91条 教員、職員、特任教員、継続雇用職員、特定有期雇用教員、非常勤講師、有期雇用職員及びパートタイム職員(以下「教職員等」という。)は、教職員等の過半数で組織する労働組合がないときは、教職員等の過半数を代表する者(以下「過半数代表者」という。)を選出する。

2 過半数代表者は、民主的な手続きにより選出されなければならない。

第18章 苦情処理制度

(苦情処理制度)

第92条 学長は、教職員からの賃金、労働時間、休暇その他の労働条件及び労働環境に関する苦情(障害者である教職員からの就業上の相談を含む。以下「苦情相談」という。)を受け付ける窓口を設置する。

2 苦情相談及びその処理等に関し必要な事項は、別に定める「国立大学法人茨城大学苦情相談に関する規程(平成16年規程第26号)」による。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」(平成6年法律第33号)第16条の適用を受けていた教職員が、引き続き大学成立の日に教職員となった場合の第36条に規定する年次有給休暇、第41条に規定する病気休暇並びに第43条第1項第3号及び第4号に規定する特別休暇については、なお従前のとおりとする。

3 この規則の施行日前に「国家公務員の育児休業等に関する法律」(平成3年法律第109号)の適用を受けていた教職員が、引き続き大学成立の日に教職員となった場合の第46条に規定する育児休業については、この規則の適用を受けたものとみなす。

4 この規則の施行日前に「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」(平成6年法律第33号)第20条の適用を受けていた教職員が、引き続き大学成立の日に教職員となった場合の第46条に規定する介護休暇については、この規則の適用を受けたものとみなす。

5 第50条に規定する昇進及び昇格に関し必要な事項は、当分の間、「人事院規則9-8」及び「茨城大学教員の採用及び昇進等の選考に関する規程」(平成27年規程第152号)その他関係法令の規定を準用する。

6 この規則の施行日前に、「国家公務員法」(昭和22年法律第120号)第82条の規定による懲戒処分とされた教職員が、引き続き大学成立の日に教職員となった場合、その処分の種類及び程度(以下「種類等」という。)の効果が施行日以降においても及ぶ懲戒処分とされたものについては、当該処分の種類を第74条に定める懲戒の処分とみなし、特に発令がされない限り、なお、従前の懲戒処分の種類等の効力を有するものとする。

7 この規則の施行日前に、国家公務員等(国、特定独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。))であった教職員の行為が、この規則の施行日後において第73条に規定する懲戒の事由に該当することが明らかになった場合は、当該教職員に対しこの規則の定めるところにより懲戒処

分を行う。

- 8 この規則の施行日前に、「茨城大学外国人教員の任期に関する規則」（昭和61年6月12日制定）の適用を受けていた教員が、引き続き大学成立の日に教員となった場合の任期については、当該規則に基づく任期の残任期間と同一の期間とする。ただし、大学と当該教員が任期の定めのない労働契約を締結した場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成16年6月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年8月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年3月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、改正後の国立大学法人茨城大学就業規則第28条第2項から第5項、第30条第1項第5号及び第6号、第16章の見出し並びに第90条の2の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月29日から施行し、平成17年4月1日から適用する。ただし、改正後の国立大学法人茨城大学就業規則第32条の2及び第36条並びに第79条の2の規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月19日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人茨城大学就業規則第32条の規定以外の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年10月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月1日規則第3号)

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則(平成22年5月26日規則第77号)

この規則は、平成22年5月26日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年3月31日規則第29号)

- 1 この規則は、平成23年3月31日から施行し、平成23年3月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第3条の規定以外の規定は、平成23年4月1日から施行し、改正後の第41条及び第48条の規定は、同日以後に取得した病気休暇について適用する。

附 則(平成25年1月30日規則第3号)

この規則は、平成25年1月30日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

附 則(平成25年3月13日規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日規則第58号)

この規則は、平成25年12月25日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規則第30号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日から引き続き育児部分休業をし、又は介護休暇を取得している教職員の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年1月26日規則第2号)

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則(平成27年3月9日規則第12号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日から引き続き第43条第1項第3号及び第4号に規定する特別休暇又は第47条に規定する育児休業(以下「特別休暇等」という。)を取得している者の改正後の第5条第3項に定める取得期間の算定に当たっては、この規則の施行日の前日から引き続く特別休暇等の取得期間を通算するものとする。

附 則(平成27年3月26日規則第36号)

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則(平成27年5月11日規則第57号)

この規則は、平成27年5月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年1月6日規則第1号)

この規則は、平成28年1月6日から施行する。

附 則(平成28年3月22日規則第88号)
この規則は、平成28年3月22日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第99号)
この規則は、平成28年3月29日から施行する。

附 則(平成28年6月6日規則第114号)
この規則は、平成28年6月6日から施行する。

附 則(平成29年2月27日規則第2号)
この規則は、平成29年2月27日から施行する。

附 則(平成29年3月13日規則第6号)
この規則は、平成29年3月13日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則(平成29年3月28日規則第9号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月25日規則第13号)
この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成30年11月28日規則第9号)
この規則は、平成30年11月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月25日規則第4号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○国立大学法人茨城大学特任教員就業規程

(平成27年5月11日規程第154号)

改正	平成23年3月31日規則第28号	平成25年12月25日規則第59号
	平成26年3月26日規則第31号	平成27年3月26日規則第37号
	平成27年5月11日規則第60号	平成28年3月29日規程第55号
	平成29年2月27日規程第9号	平成29年3月13日規程第41号
	平成29年9月25日規程第79号	平成31年3月25日規程第35号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 就業規則の特任教員への準用(第2条)
- 第3章 特任教員の資格等(第3条・第4条)
- 第4章 特任教員の勤務の原則(第5条)
- 第5章 採用・契約期間(第6条―第8条)
- 第6章 年次有給休暇(第9条)
- 第7章 特別休暇等(第10条―第12条)
- 第8章 人事(第13条)
- 第9章 賃金等(第14条・第15条)
- 第10章 懲戒(第16条)
- 第11章 解雇(第17条)
- 第12章 福利厚生(第18条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人茨城大学就業規則(平成16年規則第8号。以下「就業規則」という。)第3条の規定に基づき、教育研究等の活性化と充実を図るため、期間を定めて雇用する教員(以下「特任教員」という。)の就業に関し必要な事項を定める。

第2章 就業規則の特任教員への準用

(就業規則の特任教員への準用)

第2条 この規程に定めるもののほか、特任教員に対しては、就業規則第5条(任期付採用)、第9条(勤務の原則)第2項、第15条(サバティカル制度)、第41条(病気休暇)、第42条(生理休暇)、第46条(介護休業)、第47条(育児休業又は育児短時間勤務)、第47条の2(早出遅出勤務)、第47条の3(配偶者同行休業)、第48条(特別休暇等取得時の賃金補償)、第50条(昇進及び昇格)、第52条(出向)、第53条(転籍)、第54条(休職事由)、第55条(休職の期間)、第56条(復職)、第57条(休職中の身分、賃金等)、第71条(退職金)、第79条(定年)、第79条の2(継続雇用)、第80条(退職)第1項第2号から第4号、第88条(国家公務員共済組合法の適用)の規定を除き、就業規則を準用する。ただし、国立大学法人茨城大学(以下「本学」という。)の教員を定年により退職した者(以下「退職教員」という。)が、特任教員として採用された場合は、就業規則第6条(採用決定者の提出書類)、第8条(試用期間)は準用しない。

第3章 特任教員の資格等

(特任教員の資格)

第3条 特任教員となることのできる者は、原則として採用となる前年度に、本学

を教授又は准教授で定年退職した者とする。

- 2 前項に定める者のほか、他の国立大学法人、大学共同利用機関法人その他官公庁等(以下「国立大学法人等」という。)及びその他教育・研究機関、民間企業等を定年により退職した者で、顕著な教育研究上の業績があると認められる者とすることができる。

(職名)

第4条 特任教員の職名は、特任教授又は特任准教授とする。

第4章 特任教員の勤務の原則

(勤務の原則)

第5条 特任教員は、教育、研究、校務及び社会連携活動のうち、教育業務を主として、全部又は一部に従事する。

- 2 前項の業務内容については、個別の労働契約により定める。

第5章 採用・契約期間

(採用)

第6条 特任教員は、国立大学法人茨城大学教員の採用及び昇進等の選考に関する規程(平成27年規程第152号)を準用し、選考のうえ採用する。ただし、第3条第2項の者のうちから採用する場合には、併せて国立大学法人茨城大学教員資格規程(平成19年規程第49号)を準用し、選考のうえ採用する。

(契約期間)

第7条 特任教員の契約期間は、原則として1事業年度(4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。)内とし、個別の労働契約により定める。

- 2 学長が業務上必要があると認める場合で、かつ、契約をしている事業年度の末日までに満70歳に達していない場合は、契約の更新を行うことがある。

(労働条件通知書)

第8条 学長は、採用(契約期間の更新も含む。)する特任教員に対し、労働条件を明らかにした、労働条件通知書を交付する。

第6章 年次有給休暇

(年次有給休暇)

第9条 特任教員は、年次有給休暇を取得することができる。

- 2 年次有給休暇は、1事業年度における休暇とし、次表のとおり付与するものとする。ただし、事業年度の途中で契約が終了する特任教員の年次有給休暇については、労働条件通知書に記載された日数とする。

採用日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
付与日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

- 3 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、当該事業年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず国立大学法人等から引き続き特任教員となった者の採用時の年次有給休暇の日数については、第2項の規定に基づく付与のほか、当該国立大学法人等の退職時における同様の年次有給休暇の残日数及び使用日数を考慮し、付与することができる。ただし、この項の規定により付与された年次有給休暇は第3項の規定を適用しない。

第7章 特別休暇等

(特別休暇)

第10条 特任教員が選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する場合で、その勤務しないことがやむを得ないときは、必要な期間の特別休暇を取得することができる。

2 学長は、特任教員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定するところにより、特別休暇を与える。

(1) 証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、必要と認められる期間

(2) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、特任教員が勤務しないことが相当であると認められるときは、連続する7日の範囲内の期間

イ 特任教員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該特任教員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 特任教員及び当該特任教員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該特任教員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合は、必要と認められる期間

(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、必要と認められる期間

(5) 業務上の負傷又は疾病並びに通勤災害のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、必要と認められる期間

(6) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前号に掲げる場合を除く。)は、1事業年度において10日の範囲内の期間。ただし、契約期間が1事業年度未満の者は、別に定める。

(7) 親族が死亡した場合で、特任教員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、次の表に掲げる親族に応じ、それぞれに定める連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

親 族	日 数
配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日
孫	1日

兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

- (8) 特任教員が子供の学校行事や家族行事への参加、自己研鑽及び健康増進などワークライフバランスを充実させるため、勤務しないことを申し出た場合は、1事業年度において3日の範囲内の期間
- (9) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として、その登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、必要と認められる期間
- (10) 生後1年に達しない子(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する子をいう。第10条第2項第11号を除き、以下同じ。)を育てる者が、その子の保育のために必要と認める授乳等を行う場合は、1日2回それぞれ30分以内の期間(その子の当該特任教員以外の親が同じ日にこの号の休暇を取得する場合は、2人の合計が1日当たり60分以内の期間とする。)
- (11) 特任教員の配偶者が出産する場合で、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する特任教員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、当該期間内における5日の範囲内の期間
- (12) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する者が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことを申し出た場合は、1事業年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
- (13) 要介護状態にある対象家族を介護する特任教員が、その対象家族の介護(要介護状態にある対象家族の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話を含む。)のため勤務しないことを申し出た場合は、1事業年度において5日(要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(育児休業等、介護休業及び早出遅出勤務)

第11条 育児休業、育児短時間勤務、介護休業及び早出遅出勤務に関しては、別に定める国立大学法人茨城大学有期雇用職員等育児・介護休業等要項(平成27年要項第13号)の有期雇用職員に適用される規定を準用する。

(特別休暇等取得時の賃金補償)

第12条 特任教員が第10条に規定する特別休暇を取得した場合、取得した期間については通常の労働をしたものとみなし、賃金を支払う。ただし、同条第2項第5号に規定する期間における賃金の支払いは、業務上の負傷又は疾病による場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償が行われない期間において、3日を限度として支払うこととし、通勤災害による場合は、支払わないこととする。

2 特任教員が、前条に規定する育児休業及び介護休業を取得した場合は、雇用保険法の定めるところにより、育児休業基本給付等及び介護休業基本給付金等の支給を受けることができる。

第8章 人事

(評価)

第13条 学長は、特任教員に対して評価を行う。

第9章 賃金等

(基本給)

第14条 特任教員の基本給は、その職務の区分、複雑、困難及び責任の度に基づき定める。

2 前項の基本給は、年額とし、下表に定める号給により決定された年俸額を12で除した額を月額として支払う。ただし、事業年度の途中で採用、退職する者については、個別の労働契約により定める。

	特任教授	特任准教授
号給	年俸額	年俸額
1	2,400,000円	2,160,000円
2	2,700,000円	2,430,000円
3	3,000,000円	2,700,000円
4	3,300,000円	2,970,000円
5	3,600,000円	3,240,000円
6	3,900,000円	3,510,000円
7	4,200,000円	3,780,000円
8	4,500,000円	4,050,000円
9	4,800,000円	4,320,000円

3 特任教員の賃金の支払日及び支払いについては、「国立大学法人茨城大学教職員賃金規程」(平成16年規程第14号、以下「教職員賃金規程」という。)を準用する。

(諸手当)

第15条 特任教員に支払われる手当は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 通勤手当
- (2) 時間外勤務手当
- (3) 休日勤務手当

(4) 入試手当

- 2 前項に定める諸手当に関しては、教職員賃金規程を準用する。

第10章 懲戒

(退職教員に係る懲戒処分 of 取扱い)

第16条 退職教員が、引き続き特任教員となった場合、当該定年退職前の非違行為に対し、学長は、特任教員となった後においても懲戒処分を発令することができる。

- 2 定年退職前の非違行為に対し、懲戒処分を発令された退職教員が、引き続き特任教員となった場合、その処分の種類及び程度(以下「種類等」という。)の効果が特任教員の採用日以降においても及ぶ懲戒処分とされたものについては、この規程による懲戒の処分とみなし、特に発令がされない限り、なお、従前の懲戒処分の種類等の効力を有するものとする。

第11章 解雇

(解雇制限)

第17条 特任教員が、業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休暇を取得する期間及びその後30日間は解雇しない。ただし、解雇制限期間が労働契約期間の末日を超えるときは、労働契約期間の終了をもって退職とする。

第12章 福利厚生

(社会保険等の適用)

第18条 学長は、特任教員が健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第115号)の規定により、被保険者に該当するときは、遅滞なく必要な手続きを経るものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年3月1日から施行する。
- 2 この規則に基づき、退職教員が定年退職日から引き続いて特任教員として採用された場合の、定年退職時における年次有給休暇の当該年度付与分の残日数は、第8条第3項の規定による繰越ができるものとする。

附 則(平成23年3月31日規則第28号)

この規則は、平成23年3月31日から施行し、平成23年3月1日から適用する。

附 則(平成25年12月25日規則第59号)

この規則は、平成25年12月25日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規則第31号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日から引き続き育児部分休業又は介護部分休業をしている特任教員の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月26日規則第37号)

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則(平成27年5月11日規則第60号)

この規則は、平成27年5月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月29日規程第55号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、大学改革の推進のため、学長が特に必要と認める場合には、第5条の規定にかかわらず、特任教員を雇用し、必要な業務に従事させることができるものとし、その場合の契約期間及び賃金については、学長が別に定める。この場合において、当該特任教員については、第3条の研究指導教員となる基準は、適用しないものとする。

附 則(平成29年2月27日規程第9号)

この規程は、平成29年2月27日から施行する。

附 則(平成29年3月13日規程第41号)

この規程は、平成29年3月13日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則(平成29年9月25日規程第79号)

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以降採用(契約更新を含む。)される者から適用し、施行の際、現に在職する特任教員については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 国立大学法人茨城大学フロンティア応用原子科学研究センター特任教員就業規程(平成27年規程第155号)は、廃止する。

附 則(平成31年3月25日規程第35号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

修了要件 <48単位以上>		P1		P2	
		前期	後期	前期	後期
共通科目 <20単位以上>		【第1領域】教育課程の編成・実施に関する領域 ●カリキュラム・マネジメントの理論と実践Ⅰ [1](必修) ●カリキュラム・マネジメントの理論と実践Ⅱ [1](必修) 【第2領域】教科等の実践的な指導方法に関する領域 ●子ども理解にもとづく学習指導 [2](必修) ●授業研究の方法と実践 [2](必修) ●ICT活用とプログラミング [2] 【第3領域】生徒指導、教育相談に関する領域 ●発達障害児の理解と支援 [2](必修) 【第4領域】学級経営、学校経営に関する領域 ●学級経営実践演習 [2](必修) 【第5領域】学校教育と教員の在り方に関する領域 ●茨城の教育改革と開かれた学校づくり [2](必修) ●教師のライフステージと資質向上 [2](必修)	【第3領域】生徒指導、教育相談に関する領域 ●教育相談の課題と支援 [2](必修) 【第4領域】学級経営、学校経営に関する領域 ●学校マネジメント実践演習 [2](必修) ●インクルーシブ教育の学校づくり [2] 【第6領域】学校改善と校内研修に関する領域 ●校内研修の企画・立案と実践 [2](必修)		
コース別科目 <16単位>		●教育施策の実施と評価 [2](必修) ●スクール・リーダーシップとその実践 [2](必修) ●学校運営課題研究Ⅰ [1](必修)	●教育行財政と法規 [2](必修) ●学校危機管理理論と実践演習 [2](必修) ●学校における評価マネジメント実践演習 [2](必修) ●学校運営課題研究Ⅱ [1](必修)	●学校運営課題研究Ⅲ [1](必修) ●学校運営課題研究Ⅳ [1](必修)	
コース間融合科目 <2単位以上>		●学校運営実践研究Ⅰ [1](必修)		●学校運営実践研究Ⅱ [1](必修)	
コース別実習 <8単位>		●学校を基盤としたカリキュラム開発と実践 [2] (必修) ●学習指導・学習評価の課題と方法 [2]	●教育カウンセリング実践と事例研究 [2]		
コース間融合実習 <2単位>		●課題発見実習 (学校運営コース) [2](必修)	●学校運営実習Ⅰ [3](必修)	●学校運営実習Ⅱ [5](必修)	

修了要件 <48単位以上>		P1		P2	
		前期	後期	前期	後期
共通科目 <20単位以上> 第1領域 <2単位> 第2領域 <4単位以上> 第3領域 <4単位> 第4領域 <4単位以上> 第5領域 <4単位> 第6領域 <2単位>		【第1領域】 教育課程の編成・実施に関する領域 ●カリキュラム・マネジメントの理論と実践Ⅰ [1] (必修) ●カリキュラム・マネジメントの理論と実践Ⅱ [1] (必修) 【第2領域】 教科等の実践的な指導方法に関する領域 ●子ども理解にもとづく学習指導 [2] (必修) ●授業研究の方法と実践 [2] (必修) ●ICT活用とプログラミング [2] 【第3領域】 生徒指導、教育相談に関する領域 ●発達障害児の理解と支援 [2] (必修) 【第4領域】 学級経営、学校経営に関する領域 ●学級経営実践演習 [2] (必修) 【第5領域】 学校教育と教員の在り方に関する領域 ●茨城の教育改革と開かれた学校づくり [2] (必修) ●教師のライフステージと資質向上 [2] (必修)	【第3領域】 生徒指導、教育相談に関する領域 ●教育相談の課題と支援 [2] (必修) 【第4領域】 学級経営、学校経営に関する領域 ●学校マネジメント実践演習 [2] (必修) ●インクルーシブ教育の学校づくり [2] 【第6領域】 学校改善と校内研修に関する領域 ●校内研修の企画・立案と実践 [2] (必修)		
		●教材研究と授業設計 [2] (必修) ●人間形成の現代的課題と学習指導 [2] (必修) ●教育方法開発課題研究Ⅰ [1] (必修)	●授業研究による授業改善 [2] (必修) ●教育方法開発課題研究Ⅱ [1] (必修)	●教育方法開発課題研究Ⅲ [1] (必修) ●教育方法開発課題研究Ⅳ [1] (必修)	
コース別科目 <12単位>	18 専 門 科 目 単 位 以 上 45	●教育方法開発実践研究Ⅰ [1] (必修)		●教育方法開発実践研究Ⅱ [1] (必修)	
		●学習指導・学習評価の課題と方法 [2] (必修) ●学校を基盤としたカリキュラム開発と実践 [2]	●子ども理解と学習支援 [2] (必修) ●教育臨床問題と道徳 [2] (必修) ●教育カウンセリング実践と事例研究 [2]		
コース間融合科目 <6単位以上>	45			●教育方法開発実習Ⅰ [3] (必修)	●教育方法開発実習Ⅱ [5] (必修)
コース別実習 <8単位>	10 実 習 科 目 単 位				
コース間融合実習 <2単位>		●課題発見実習 (教育方法開発コース) [2] (必修)			

修了要件 <48単位以上>		P1		P2	
		前期	後期	前期	後期
共通科目 <20単位以上>	【第1領域】教育課程の編成・実施に関する領域 ●カリキュラム・マネジメントの理論と実践Ⅰ [1](必修) ●カリキュラム・マネジメントの理論と実践Ⅱ [1](必修)	【第3領域】生徒指導、教育相談に関する領域 ●教育相談の課題と支援[2](必修)			
	【第2領域】教科等の実践的な指導方法に関する領域 ●子ども理解にもとづく学習指導[2](必修) ●授業研究の方法と実践[2](必修) ●ICT活用とプログラミング[2]	【第4領域】学級経営、学校経営に関する領域 ●学校マネジメント実践演習[2](必修) ●インクルーシブ教育の学校づくり[2]			
	【第3領域】生徒指導、教育相談に関する領域 ●発達障害児の理解と支援[2](必修)	【第6領域】学校改善と校内研修に関する領域 ●校内研修の企画・立案と実践[2](必修)			
	【第4領域】学級経営、学校経営に関する領域 ●学級経営実践演習[2](必修)				
専門科目 ^ 18 単位以上 v	コース別科目 <12単位>	【第5領域】学校教育と教員の在り方に関する領域 ●茨城の教育改革と開かれた学校づくり[2](必修) ●教師のライフステージと資質向上[2](必修)	●学校不適応問題への理解と対応[2] (必修) ●児童生徒支援課題研究Ⅱ [1] (必修)	●児童生徒支援課題研究Ⅲ [1] (必修)	●児童生徒支援課題研究Ⅳ [1] (必修)
		●学級経営と個別指導の実践[2] (必修) ●学級集団づくりとソーシャルスキル教育の実践法[2] (必修) ●児童生徒支援課題研究Ⅰ [1] (必修)		●児童生徒支援実践研究Ⅱ [1](必修)	
	コース間融合科目 <6単位以上>	●学校を基盤としたカリキュラム開発と実践[2] ●学習指導・学習評価の課題と方法 [2]	●子ども理解と学習支援[2](必修) ●教育臨床問題と道徳[2](必修) ●教育カウンセリング実践と事例研究[2] (必修)		
	コース別実習 <8単位>		●児童生徒支援実習Ⅰ [3](必修)	●学校適応アセスメント実習 [3](必修)	●学校適応支援実習 [2](必修)
実習科目 ^ 10 単位 v	コース間融合実習 <2単位>	●課題発見実習 (児童生徒支援コース) [2] (必修)			

修了要件 <48単位以上>		P1		P2	
		前期	後期	前期	後期
共通科目 <18単位以上>		【第1領域】教育課程の編成・実施に関する領域 ●カリキュラム・マネジメントの理論と実践Ⅰ[1](必修) ●カリキュラム・マネジメントの理論と実践Ⅱ[1](必修) 【第2領域】教科等の実践的な指導方法に関する領域 ●主体的・対話的で深い学びの授業づくり (言語・社会・生活科学系)[2] ●ICT活用とプログラミング[2] 【第3領域】生徒指導、教育相談に関する領域 ●発達障害児の理解と支援[2](必修) 【第4領域】学級経営、学校経営に関する領域 ●学級力を高めるコミュニケーション[2] 【第5領域】学校教育と教員の在り方に関する領域 ●茨城の教育改革と開かれた学校づくり[2](必修)	【第3領域】生徒指導、教育相談に関する領域 ●子どもの健康と生徒指導[2](必修) 【第5領域】学校教育と教員の在り方に関する領域 ●学校における多様性の受容と活用[2] 【第6領域】学校改善と校内研修に関する領域 ●教育測定(評価)と校内研修[2](必修)		
専門科目 20単位以上 47単位未満	コース別科目 <10単位以上>	●国語科内容総合研究[2] ●国語科総合演習Ⅰ[2]	●国語科科目研究(国語学・書写書道)[2] ●国語科科目研究(国文学・漢文学)[2]	●国語科総合演習Ⅱ[2]	
	コース間融合科目 <10単位以上>	●あそびに学ぶ -Communication with Imagination-[2] ●課題探索演習[2](必修)	●茨城に学ぶ -地域における教員の在り方-I [2] ●防災を含む安全に関する教育[2] ●ことばの諸相と教育[2]		
実習科目 10単位以上 47単位未満	コース別実習 学部新卒学生 <6単位> 現職教員学生 <8単位>		●教科領域実習Ⅰ[3](必修)	●教科領域実習Ⅱ[3] (学部新卒学生必修)	●教科領域実習Ⅲ[5] (現職教員学生必修)
	コース間融合実習 学部新卒学生 <4単位> 現職教員学生 <2単位>	●教材開発実習ⅠA(教科領域コース)[1] ●教材開発実習ⅠB(教科領域コース)[1] ●教材開発実習ⅠA(教科領域コース)[1] ●教材開発実習ⅠB(教科領域コース)[1]		●教材開発実習ⅡA(教科領域コース)[1] (学部新卒学生必修)	●教材開発実習ⅡB(教科領域コース)[1] (学部新卒学生必修)

第1領域 <2単位>
 第2領域 <4単位以上>
 第3領域 <4単位以上>
 第4領域 <2単位以上>
 第5領域 <2単位以上>
 第6領域 <2単位>
 ※第2領域、第3領域、第4領域及び第5領域から合計14単位以上修得すること

修了要件 <48単位以上>		P1		P2	
		前期	後期	前期	後期
共通科目 <18単位以上>	【第1領域】教育課程の編成・実施に関する領域 ●カリキュラム・マネジメントの理論と実践Ⅰ[1](必修) ●カリキュラム・マネジメントの理論と実践Ⅱ[1](必修) 【第3領域】教科等の実践的な指導方法に関する領域 ●心とからだの発達と保健[2] ●特別支援教育の自立活動の授業づくり[2](必修) 【第5領域】学校教育と教員の在り方に関する領域 ●茨城の教育改革と開かれた学校づくり[2](必修)	【第3領域】生徒指導、教育相談に関する領域 ●子どもの健康と生徒指導[2](必修) 【第4領域】学級経営、学校経営に関する ●インクルーシブ教育の学校づくり[2](必修) 【第6領域】学校改善と校内研修に関する領域 ●教育測定(評価)と校内研修[2](必修)			
	※第2領域、第4領域及び第5領域から合計8単位以上修得すること				
	コース別科目 <14単位以上>	●特別支援学校の教材開発[2] ●知的障害児のアセスメントと支援Ⅰ[2] ●特別支援教育課題発見演習[2](必修)	●感覚障害児のアセスメントと支援[2] ●障害児の生理機能評価と支援[2]	●特別支援教育課題分析演習[2](必修)	●特別支援教育課題解決演習[2](必修)
	コース間融合科目 <6単位以上>	●読み・書き・計算のつまずきと支援[2] ●動きにぎこちなさがみられる子どもの指導方法[2] ●課題探索演習[2](必修)			
実習科目 <10単位以上>	学部新卒学生 <6単位>	●特別支援教育教材開発実習Ⅰ[1](必修) ●特別支援教育ケースカンファレンス実習Ⅰ[1](必修)	●特別支援教育アセスメント実習Ⅰ[1](必修)	●特別支援教育教材開発実習Ⅱ[1](学部新卒学生必修) ●特別支援教育ケースカンファレンス実習Ⅱ[1](学部新卒学生必修)	●特別支援教育アセスメント実習Ⅱ[1](学部新卒学生必修)
	現職教員学生 <8単位>			●特別支援教育授業改善実習[5](現職教員学生必修)	
	学部新卒学生 <4単位>	●教材開発実習ⅠA(特別支援科学コース)[1]		●教材開発実習ⅡA(特別支援科学コース)[1](学部新卒学生必修)	
	現職教員学生 <2単位>	●教材開発実習ⅠB(特別支援科学コース)[1] ●教材開発実習ⅠA(特別支援科学コース)[1] ●教材開発実習ⅠB(特別支援科学コース)[1]		●教材開発実習ⅡB(特別支援科学コース)[1](学部新卒学生必修)	

修了要件 <48単位以上>		P1		P2	
		前期	後期	前期	後期
共通科目 <18単位以上>	第1領域 <2単位> 第2領域 <2単位以上> 第3領域 <4単位以上> 第4領域 <2単位以上> 第5領域 <2単位以上> 第6領域 <2単位> ※第2領域、第3領域、第4領域及び第5領域から合計14単位以上修得すること	【第1領域】教育課程の編成・実施に関する領域 ●カリキュラム・マネジメントの理論と実践Ⅰ[1](必修) ●カリキュラム・マネジメントの理論と実践Ⅱ[1](必修) 【第2領域】教科等の実践的な指導方法に関する領域 ●心とからだの発達と保健[2](必修) 【第3領域】生徒指導、教育相談に関する領域 ●発達障害児の理解と支援[2](必修) ●特別支援学校のセンター的機能とケースカンファレンス[2] 【第5領域】学校教育と教員の在り方に関する領域 ●茨城の教育改革と開かれた学校づくり[2](必修)	【第3領域】生徒指導、教育相談に関する領域 ●子どもの健康と生徒指導[2](必修) 【第4領域】学級経営、学校経営に関する領域 ●インクルーシブ教育の学校づくり[2] 【第5領域】学校教育と教員の在り方に関する領域 ●学校における多様性の受容と活用[2] 【第6領域】学校改善と校内研修に関する領域 ●教育測定(評価)と校内研修[2](必修)		
専門科目 ^ 20 単位以上 ^ V	コース別科目 <14単位以上>		●健康科学と社会創造[2](必修) ●学校における医学・看護学[2](必修) ●養護活動と健康増進科学[2](必修) ●臨床医学特論[2](必修) ●養護科学課題発見演習[2](必修)	●養護科学課題分析演習[2](必修)	●養護科学課題解決演習[2](必修)
	コース間融合科目 <6単位以上>	●動きにぎこちなさが見られる子どもの指導方法[2] ●課題探索演習[2](必修)	●防災を含む安全に関する教育[2]		
49 実習科目 ^ 10 単位 ^ V	コース別実習 <8単位>	●養護科学実習Ⅰ[2](必修)		●養護科学実習Ⅱ[4] (学部新卒学生必修)	
	コース間融合実習 <2単位>	●教材開発実習ⅠA(養護科学コース)[1] ●子どもと大人への一次救命処置実習[1]	●養護科学実習Ⅳ[2](必修)	●養護科学実習Ⅲ[4] (現職教員学生必修)	

学校運営コース時間割

資料 9

1年次 前期	月	火	水	木	金
1講時		【5】教師の ライフステー ジと資質向上		【2】子ども 理解に基づく 学習指導	
2講時	【4】学級経 営実践演習	【2】授業研 究の方法と実 践			学校を基盤とし たカリキュラム 開発と実践
3講時	【1】カリキュラ ムマネジメントの 理論と実践 I	学習指導・学 習評価の課題 と方法		スクール・ リーダーシッ プとその実践	教育政策の実 施と評価
4講時	【5】茨城の教 育改革と開かれ た学校づくり				【2】ICT活用 とプログラミング
5講時	【3】発達障害 児の理解と支援			学校運営課題 研究 I	

【集中開講】 学校運営実践研究 I（通年） / 【1】カリキュラムマネジメントの理論と実践
Ⅱ（前期）
【実習】 課題発見実習（学校運営コース）（附属学校園で10日間）

2年次 前期	月	火	水	木	金
1講時					
2講時					
3講時					
4講時					
5講時 ⁵⁰				学校運営課題 研究Ⅲ	

【集中開講】 学校運営実践研究Ⅱ（通年）
【実習】 学校運営実習Ⅱ（通年、4月～1月の10カ月間。学校勤務において、研究に係る
実習時間を計200時間認定する。各月、平均20時間。週平均5時間。実習実施の場合、1
日1時間～3時間。長期休業中に校内研修の実施など、半日（4時間）や1日（6時間）等、
まとめて実習活動とすることもある。）

1年次 後期	月	火	水	木	金
1講時				【4】インク ルーシブ教育 の学校づくり	
2講時		教育行財政と 法規		学校における 評価マネジメント 実践演習	【3】教育相 談の課題と支 援
3講時	教育カウンセ リング実践と 事例研究			【4】学校マ ネジメント実 践演習	【6】校内研 修の企画・立 案と実践
4講時					学校危機管理 論と実践演習
5講時				学校運営課題 研究Ⅱ	

【集中講義】 学校運営実践研究 I（通年）
【実習】 学校運営実習 I（実習は、後期10月～1月、毎週水曜日、16日間程度）

2年次 後期	月	火	水	木	金
1講時					
2講時					
3講時					
4講時					
5講時				学校運営課題 研究Ⅳ	

【集中講義】 学校運営実践研究Ⅱ（通年）
【実習】 学校運営実習Ⅱ（通年、4月～1月の10カ月間。学校勤務において、研究に係る
実習時間を計200時間認定する。各月、平均20時間。週平均5時間。実習実施の場合、1
日1時間～3時間。長期休業中に校内研修の実施など、半日（4時間）や1日（6時間）等、
まとめて実習活動とすることもある。）

教育方法開発一口一又時間割

1年次 前期	月	火	水	木	金
1講時		【5】教師の ライフステー ジと資質向上		【2】子ども 理解に基づく 学習指導	
2講時	【4】学級経 営実践演習	【2】授業研 究の方法と実 践		教材研究と授 業設計	学校を基盤とし たカリキュラム 開発と実践
3講時	【1】カリキュ ラムマネジメント の理論と実践 Ⅰ	学習指導・学 習評価の課題 と方法			
4講時	【5】茨城の 教育改革と開 かれた学校づ くり			人間形成の現 代的課題と学 習指導	【2】ICT活用 とプログラミング
5講時	【3】発達障 害児の理解と 支援			教育方法開発 課題研究Ⅰ	
【集中開講】教育方法開発実践研究Ⅰ（通年）／【1】カリキュラムマネジメントの理論と実践Ⅱ （前期） 【実習】課題発見実習（教育方法開発コース）（附属学校園で10日間）					
2年次 前期	月	火	水	木	金
1講時					
2講時					
3講時					
4講時					
5講時				教育方法開発 課題研究Ⅲ	
【集中開講】教育方法開発実践研究Ⅱ（通年） 【実習】教育方法開発実習Ⅱ（通年・25日間）					

1年次 後期	月	火	水	木	金
1講時				【4】インク ルーシブ教育 の学校づくり	
2講時		授業研究によ る授業改善		教育臨床問題 と道徳	【3】教育相 談の課題と支 援
3講時	教育カウンセ リング実践と 事例研究			【4】学校マ ネジメント実 践演習	【6】校内研 修の企画・立 案と実践
4講時				子ども理解と 学習支援	
5講時				教育方法開発 課題研究Ⅱ	
【集中講義】教育方法実践研究Ⅰ（通年） 【実習】教育方法開発実習Ⅰ（後期・15日間集中）					
2年次 後期	月	火	水	木	金
1講時					
2講時					
3講時					
4講時					
5講時				教育方法開発 課題研究Ⅳ	
【集中講義】教育方法開発実践研究Ⅱ（通年） 【実習】教育方法開発実習Ⅱ（通年・25日間）					

児童生徒支援コース時間割

1年次前期	月	火	水	木	金	1年次後期	月	火	水	木	金
1講時		【5】教師の ライフスデー ジと資質向上		【2】子ども 理解に基づく 学習指導		1講時				【4】インク ルーシブ教育 の学校づくり	
2講時	【4】学級経 営実践演習	【2】授業研 究の方法と実 践		学級経営と個 別指導の実践	学校を基盤と したカリキュ ラム開発と実 践	2講時				教育臨床問題 と道徳	【3】教育相 談の課題と支 援
3講時	【1】カリキュ ラムマネジメント の理論と実践 Ⅰ	学習指導・学 習評価の課題 と方法				3講時	教育カウンセ リング実践と 事例研究			【4】学校マ ネジメント実 践演習	【6】校内研 修の企画・立 案と実践
4講時	【5】茨城の 教育改革と開 かれた学校つ くり				【2】ICT活 用とプログラ ミング	4講時	学校不適応問 題への理解と 対応			子ども理解と 学習支援	
5講時	【3】発達障 害児の理解と 支援	学級集団づくりと ソーシャルスキ ル教育の実践法		児童生徒支援 課題研究Ⅰ		5講時				児童生徒支援 課題研究Ⅱ	
【集中開講】 児童生徒支援実践研究Ⅰ（通年） / 【1】カリキュラムマネジメントの理論と実践Ⅱ （前期） 【実習】 課題発見実習（児童生徒支援コース）（附属学校園で10日間）						【集中講義】 児童生徒支援実践研究Ⅰ（通年） 【実習】 児童生徒支援実習Ⅰ（毎週水曜日、15～17日間、合計120時間）					
2年次前期	月	火	水	木	金	2年次後期	月	火	水	木	金
1講時						1講時					
2講時						2講時					
3講時						3講時					
4講時						4講時					
5講時				児童生徒支援 課題研究Ⅲ		5講時				児童生徒支援 課題研究Ⅳ	
【集中開講】 児童生徒支援実践研究Ⅱ（通年） 【実習】 学校適応アセスメント実習（5～6月に集中して15日間）						【集中講義】 児童生徒支援実践研究Ⅱ（通年） 【実習】 学校適応支援実習（9～11月に集中して10日間）					

教科領域コース時間割(国語科)

1年次前期	月	火	水	木	金	1年次後期	月	火	水	木	金
1講時	【2】 特別支援教育の自立活動の授業づくり (1Q)			【2】 心とからだの発達と保健		1講時	持続可能な開発目標 (SDGs)を学ぶ			【4】 インクルーシブ教育の学校づくり	
2講時					【3】 特別支援学校のセンター機能とケースカンファレンス	2講時				【5】 学校における多様性の受容と活用	防災を含む安全に関する教育
3講時	【1】 カリキュラムマネジメントの理論と実践 I (1Q)			あそびに学ぶ -Communication with Imagination-	読み・書き・計算のつまずきと支援	3講時	国語科科目研究 (国文学・漢文学)	国語科科目研究 (国語学・書道)			
4講時	【5】 茨城の教育改革と開かれた学校づくり			時間と空間の素現世界 (隔年) / 動きにぎこちなさがみられる子どもの指導方法/芸術の言葉 (隔年)	【2】 ICT活用とプログラミング	4講時	【3】 子どもの健康と生徒指導				【6】 教育測定 (評価) と校内研修
5講時	【3】 発達障害児の理解と支援			国語科内容総合研究	【4】 学級力を高めるコミュニケーション	5講時	茨城に学ぶー地域における教員の在り方ー I・II (隔年)			社会の数理 (隔年) / 自然現象の数理 (隔年)	近代化と現代の生活問題 (隔年) / ことばの諸相と教育 (隔年)
【集中講義】 国語科総合演習 I (通年) / 課題探索演習 (通年) / 国語科総合演習 I (通年) 【実習】 教材開発実習 I A(教科領域コース) (7月～8月に集中的に5日間) / 教材開発実習 I B(教科領域コース) (通年、5日間) / 子どもと大人への一次救命処置実習 (7月～8月に集中的に5日間)											

2年次前期	月	火	水	木	金	2年次後期	月	火	水	木	金
1講時						1講時					
2講時						2講時					
3講時						3講時					
4講時						4講時					
5講時						5講時					

【集中講義】 国語科総合演習 II (通年)
【実習】 教材開発実習 II A(教科領域コース) (学部新卒生のみ：7月～8月に集中的に5日間) / 教材開発実習 II B(教科領域コース) (学部新卒生のみ：通年、5日間) / 教科領域実習 II (学部新卒生のみ：6月に集中的に15日間) / 教科領域実習 III (現職教員学生のみ：通年、25日間)
教科領域実習 II B(教科領域コース) (学部新卒生のみ：通年、5日間) / 教科領域実習 III (現職教員学生のみ：通年、5日間)

特別支援科学コース時間割

1年次 前期	月	火	水	木	金
1講時	【2】 特別支援教育の自立活動の授業づくり (1Q)／特別支援学校の教材開発 (2Q：隔年)			【2】 心とからだの発達と保健	
2講時		知的障害児のアセスメントと支援Ⅰ・Ⅱ (隔年)		【2】 主体的・対話的で深い学びの授業づくり (言語・社会・生活科学系)・(自然・科学技術系)・(芸術・スポーツ系)	【3】 特別支援学校のセンター的機能とケースカンファレンス
3講時	【1】 カリキュラムマネジメントの理論と実践Ⅰ (1Q)			あそびに学ぶ -Communication with Imagination-	読み・書き・計算のつまずきと支援
4講時	【5】 茨城の教育改革と開かれた学校づくり			時間と空間の表現世界 (隔年)／動きにきこちなさがみられる子どもへの指導方法(芸術の言葉 (隔年)	【2】 ICT活用とブログラミング
5講時	【3】 発達障害児の理解と支援				【4】 学級力を高めるコミュニケーション

【集中講義】 【1】 カリキュラム・マネジメントの理論と実践Ⅱ／課題探索演習 (通年)
【実習】 特別支援教育教材開発実習Ⅰ (水曜日中心に5日間)／特別支援教育ケースカンファレンス実習Ⅰ (水曜日中心に5日間)／教材開発実習Ⅰ A (特別支援科学コース) (7月～8月に集中的に5日間)／教材開発実習Ⅰ B (通年、5日間)／子どもと大人への一次救命処置実習 (7月～8月に集中的に5日間)

2年次 前期	月	火	水	木	金
1講時					
2講時					
3講時					
4講時					
5講時					

【集中講義】 特別支援教育課題分析演習
【実習】 特別支援教育教材開発実習Ⅱ (学部新卒学生のみ：水曜日中心に5日間)／特別支援教育ケースカンファレンス実習Ⅱ (学部新卒学生のみ：水曜日中心に5日間)／特別支援教育授業改善実習 (現職派遣教員のみ：通年、5週間)／教材開発実習Ⅱ A (特別支援科学コース) (学部新卒学生のみ：7月～8月に集中的に5日間)／教材開発実習Ⅱ B (特別支援科学コース) (学部新卒学生のみ：通年、5日間)

1年次 後期	月	火	水	木	金
1講時	持続可能な開発目標 (SDGs)を学ぶ			【4】 インクルーシブ教育の学校づくり	
2講時	感覚障害児のアセスメントと支援			【5】 学校における多様性の受容と活用	
3講時					障害児の生理機能評価と支援
4講時	【3】 子どもの健康と生徒指導				【6】 教育測定 (評価) と校内研修
5講時	茨城に学ぶー地域における教員の在り方ーⅠ・Ⅱ (隔年)			社会の数理 (隔年) / 自然現象の数理 (隔年)	近代化と現代の生活問題(隔年)ことばの諸相と教育(隔年)

【集中講義】 特別支援教育課題発見演習／特別支援教育アセスメント実習Ⅰ (水曜日中心に5日間)／課題探索演習 (通年)
【実習】 教材開発実習Ⅰ B (特別支援科学コース) (通年、5日間)

2年次 後期	月	火	水	木	金
1講時					
2講時					
3講時					
4講時					
5講時					

【集中講義】 特別支援教育課題解決演習
【実習】 特別支援教育アセスメント実習Ⅱ (学部新卒学生のみ：水曜日中心に5日間)／特別支援教育授業改善実習 (現職派遣教員のみ：通年、5週間)／教材開発実習Ⅱ B (特別支援科学コース) (学部新卒学生のみ：通年、5日間)

養護科学コース時間割

1年次 前期	月	火	水	木	金	1年次 後期	月	火	水	木	金
1講時	【2】 特別支援 教育の自立活動 の授業づくり (1Q)			【2】 心とからだの発達と保健		1講時	持続可能な開発 目標 (SDGs) を学ぶ			【4】 インク ルーシブ教育の 学校づくり	金
2講時				【2】 主体的・対話的 で深い学びの授業づ くり (言語・社会・ 生活科学系)・(自 然・科学技術系)・ (芸術・スポーツ系)	【3】 特別支援 学校のセンター 的機能とケース カンファレンス	2講時	養護活動と健康 増進科学			【5】 学校にお ける多様性の受 容と活用	
3講時	【1】 カリキュラ ムマネジメントの 理論と実践 I (1Q)			あそびに学ぶ -Communication with Imagination-	読み・書き・計 算のつまずきと 支援	3講時	臨床医学特論				
4講時	【5】 茨城の教 育改革と開かれ た学校づくり			時間と空間の表現世 界 (隔年) / 動きにぎ こちなさがみられる 子どもの指導方法・芸 術の言葉 (隔年)	【2】 ICT活用と プログラミング	4講時	【3】 子どもの 健康と生徒指導			健康科学と社会 創造	【6】 教育測定 (評価) と校内 研修
5講時	【3】 発達障害 児の理解と支援				【4】 学級力を 高めるコミュニ ケーション	5講時	茨城に学ぶ-地域に おける教員の在り方 - I・II (隔年)			社会の数理(隔 年)/自然現象の 数理(隔年)	近代化と現代の生活 問題 (隔年) / こは の諸相と教育 (隔 年)
【集中開講】 【1】 カリキュラム・マネジメントの理論と実践 II / 課題探索演習 (通年) 【実習】 養護科学実習 I (水曜日中心に10日間, 通年) / 教材開発実習 I A(養護科学コース) (7月 ～8月に集中的に5日間) / 教材開発実習 I B(養護科学コース) (通年、5日間) / 子どもと大人への 一次救命処置実習 (7月～8月に集中的に5日間)											
2年次 前期	月	火	水	木	金	2年次 後期	月	火	水	木	金
1講時						1講時					
2講時						2講時					
3講時						3講時					
4講時						4講時					
5講時						5講時					

【集中開講】 養護科学課題分析演習
【実習】 養護科学実習 II (学部新卒学生のみ；通年、水曜日中心に20日間) / 養護科学実習 III (現職教員学生のみ；水曜日中心に20日間, 通年)

【集中講義】 養護科学課題解決演習
【実習】 養護科学実習 II (学部新卒学生のみ；通年、水曜日中心に20日間) / 養護科学実習 III (現職教員学生のみ；通年、水曜日中心に20日間)